

第2次五戸町
男女共同参画推進計画

(令和3年度～令和12年度)

五戸町

<目次>

計画策定の趣旨	2
1. 計画策定の目的、背景及び基本理念	3
(1) 目的	3
(2) 背景	3
① 国における動向	
② 青森県における動向	
③ 五戸町における動向	
(3) 基本理念	4
2. 計画の位置づけ	5
3. 計画期間	5
4. 基本目標	6
5. 計画の体系	7
6. 計画の推進体制	8
(1) 庁内における推進	
(2) 住民、団体等との連携	
7. 施策の展開	9
基本目標1 男女共同参画社会の形成に向けた住民意識の変革	9
<重点目標1>男女共同参画への理解促進に資する教育の促進	10
<重点目標2>男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の展開	11
<重点目標3>あらゆる世代、性別が互いを尊重した男女共同参画社会の実現	12
基本目標2 性別を問わずさまざまな分野への参画の促進	13
<重点目標1>多様な選択を可能とする柔軟なワーク・ライフ・バランスの実現	14
<重点目標2>すべての人の心と身体の健康づくり	16
基本目標3 住民同士が互いの人権を尊重した住みよいまちづくりの推進	17
<重点目標1>男女が共にまちづくりの方針決定ができる体制づくり	18
<重点目標2>配偶者等からの暴力、女性や子どもへの暴力の防止に向けた体制 づくり	20
<重点目標3>生活上の困難に直面する高齢者や障がい者等が安心して暮らせる 環境づくり	21

計画策定の趣旨

わが国では、昭和21年の日本国憲法制定により、法の下での平等（第14条）が明記されています。また、世界では国際連合が提唱した「国際婦人年」（昭和50年）を一つの節目として、同年に「国際婦人年世界会議」が開催され、「世界行動計画」が採択されるなど、男女共同参画の取組が進みました。その後の日本における取組として、平成11年の「男女共同参画社会基本法」（平成11年6月23日法律第78号）の制定により、男女共同参画社会の確立が目指されました。同法第14条第3項においては、市町村は「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画」という。）を定めるように努めなければならない。」とされています。

本町は、平成23年11月に「五戸町男女共同参画推進計画」を策定しました。本計画は、平成23年度から平成32年度までの10カ年を計画期間としており、令和2年度で終期を迎えることから、女性も男性も互いを尊重し合い、一人一人が個性と能力を発揮できる活力あるまちづくりを推進するためにこの計画を策定します。

1. 計画策定の目的、背景及び基本理念

(1) 目的

この計画は、男女の性別にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を大切にしながら、家庭・地域・職場などで共に支えあい、それぞれの能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、実効性のある施策の推進を図っていくことを目的とし、平成23年に策定しましたが、10年が経過し、さらなる充実に向けて見直す時期を迎えています。

五戸町では、「五戸町男女共同参画推進計画」に基づき、住民、関係団体などと連携して男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきましたが、依然として固定的性別役割分担意識やそれらに基づく制度、慣行などが根強く、働く場での男女格差も少なからず存在している状況です。

五戸町の現状を踏まえ、男女の性別にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を大切にしながら、家庭・地域・職場などで共に支えあい、それぞれの能力が発揮できる男女共同参画社会の実現のため、さらなる推進を図っていくことを目的とし、本計画を策定します。

(2) 背景

① 国における動向

平成27年に策定された「第4次男女共同参画基本計画」においては、「男性中心型労働慣行の変革」、「困難な状況に置かれている女性への支援」等の視点を改めて強調し、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）を始めとする様々な取組を進めています。

現在、社会全体で女性活躍の動きが拡大し、日本社会は大きく変わり始めており、特に、指導的地位への女性の参画促進に向けては、平成27年8月に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立しました。

加えて、女性の活躍推進に向けた基盤として、男性の家事・育児等への参画に向けた取組、非正規労働対策、ひとり親家庭など困難を抱える女性に対する支援、配偶者等による女性に対する暴力の予防と根絶などについても取組が進められてきているところです。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災の経験から、防災分野における男女共同参画の推進について取組を進める必要性が明らかとなり、防災基本計画の修正、災害対策基本法の改正、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針の作成などの取組を進めるとともに、国連女性の地位委員会や第3回国連防災世界会議の場を通じて、我が国の経験や教訓を諸外国と共有し、国際社会における取組を推進しています。

② 青森県における動向

都道府県は、男女共同参画社会基本法第14条第1項に基づき、都道府県男女共同参画計画を定めなければならないとなっており、青森県では、平成12年に男女が共に参画する社会を実現するための指針となる「あおり男女共同参画プラン21」を策定し、平成13年には「青森県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画推進の拠点施設として「青森県男女共同参画センター」(愛称：アピオあおり)」が設置されました。

平成19年に青森県の「生活創造推進プラン」や国の「男女共同参画基本計画(第2次)」との整合性などを勘案し、第2次となる「新あおり男女共同参画プラン21」を策定、平成24年には国の「第3次男女共同参画基本計画」等を踏まえ「第3次あおり男女共同参画プラン21」が策定されました。

平成27年に女性活躍推進法が成立、「第4次男女共同参画基本計画」が決定し、女性の活躍推進の動きが拡大したことを踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた県の取組をさらに推進するため、平成29年に「第4次あおり男女共同参画プラン21」が策定されました。

③ 五戸町における動向

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」の趣旨を尊重し、「五戸町総合振興計画」や「新あおり男女共同参画プラン21」との整合性を勘案し、平成23年11月に「五戸町男女共同参画推進計画」を策定しました。

(3) 基本理念

本町における男女共同参画を推進していく上での基本とする考え方や視点、すなわち基本理念を次のとおりとします。

「人権が尊重され、一人一人が個性と能力を発揮できる活力あるまち」

2. 計画の位置づけ

(1) 市町村男女共同参画計画としての位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけるものであり、本町における男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針です。

(2) 市町村女性活躍推進計画としての位置づけ

この計画は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」として位置づけるものです。

3. 計画期間

この計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

4. 基本目標

(1) 基本目標1：男女共同参画社会の形成に向けた住民意識の変革

男女共同参画社会の実現に向け、五戸町在住の方々の意識改革を促していきます。

(2) 基本目標2：性別を問わずさまざまな分野への参画の促進

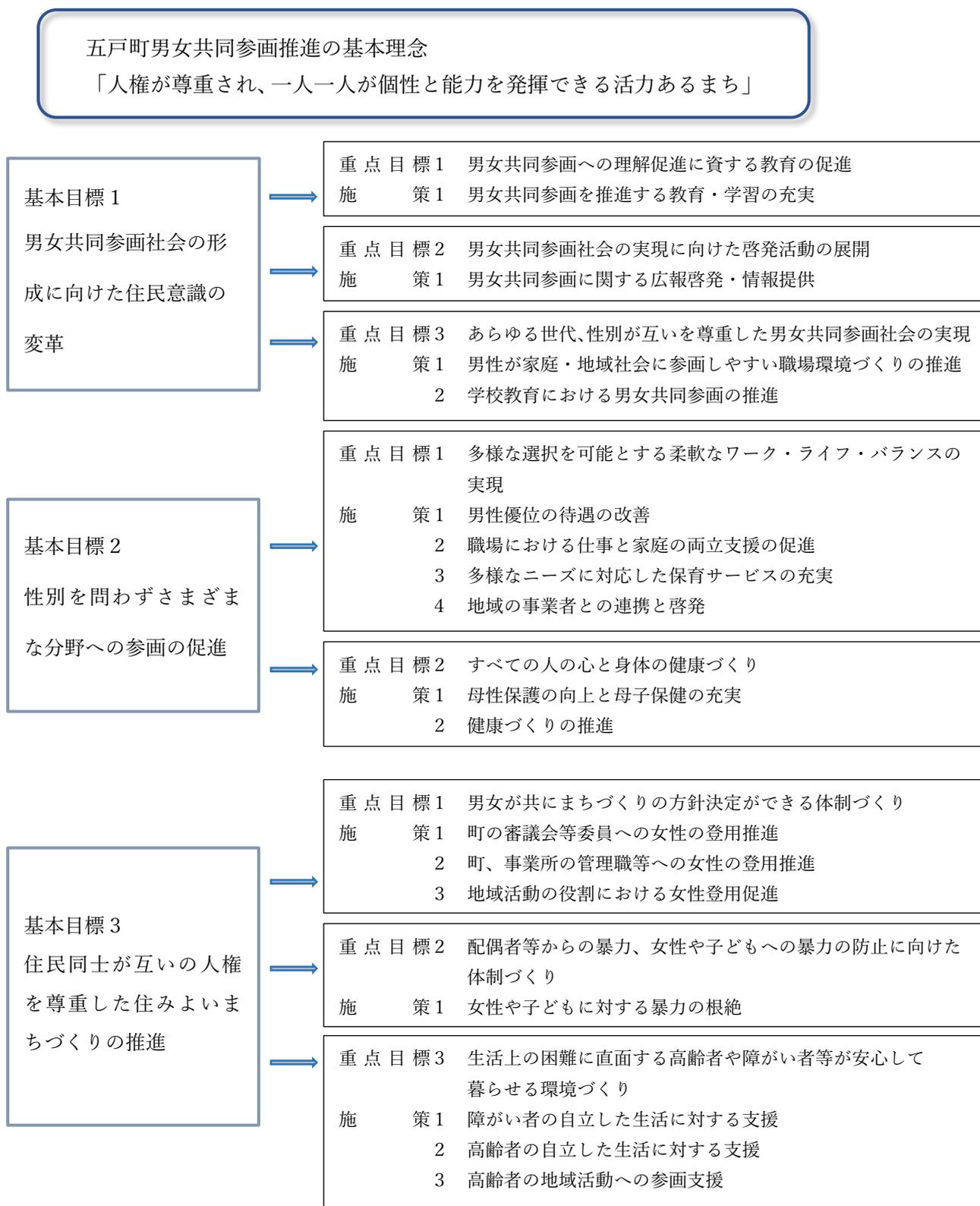
五戸町在住の方々が性別を問わず、自らの選択により、職業生活、家庭生活及び地域生活などへ参画できる仕組みづくりを進めていきます。

(3) 基本目標3：住民同士が互いの人権を尊重した住みよいまちづくりの推進

性別にとらわれた考え方を是正し、互いを「人」として尊重することにより、「住みよいまち」を目指していきます。

5. 計画の体系

それぞれの基本目標を達成するために、重点目標を設定し、取り組んでいきます。



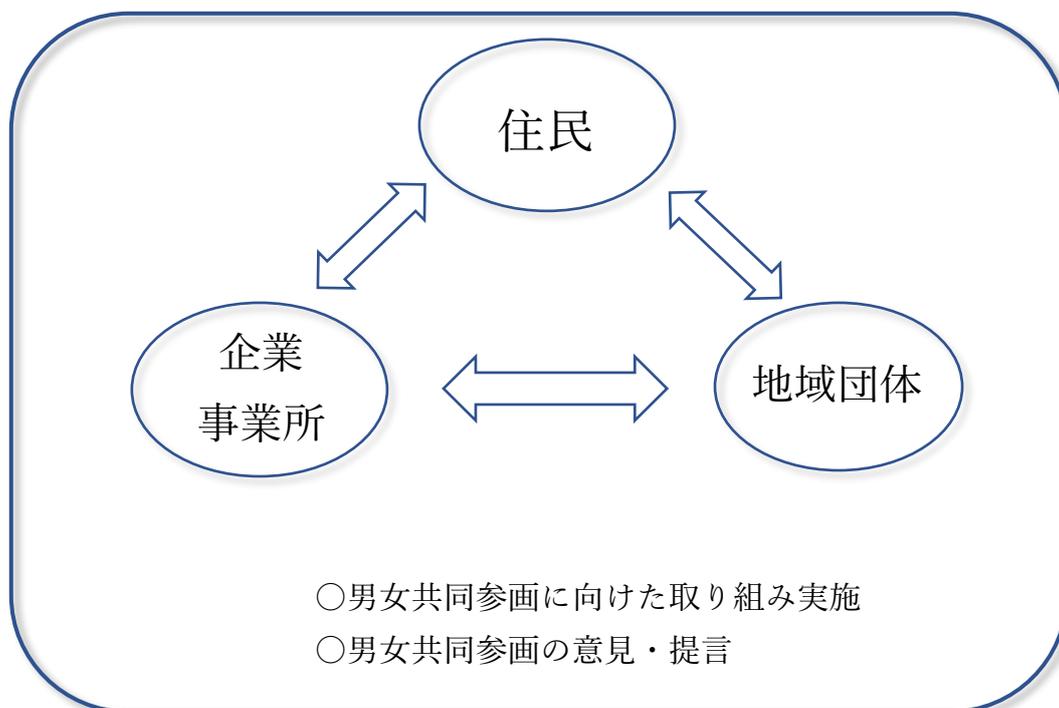
6. 計画の推進体制

(1) 庁内における推進

計画の推進にあたって、五戸町役場のあらゆる部署において男女共同参画社会づくりの重要性を認識し、職員一人一人が男女共同参画についての理解を深め、全庁的かつ総合的に取組を実施します。

(2) 住民、団体等との連携

地域住民の意見を施策等に反映させるため、住民をはじめ企業・地域団体・行政関係機関などと連携・協働して推進します。



7. 施策の展開

基本目標1 男女共同参画社会の形成に向けた住民意識の変革

- 男女共同参画とは何か、どのような考えなのか、そしてどのように具体的な内容を持つものなのかなどについて、さまざまな方法により、最新の情報を広く共有する必要があります。
- あらゆる世代の人たちを対象に、男女共同参画をテーマとした町内外で行われる講座等の周知により、男女共同参画に関する知識の伝達や意識の変革を促す機会を提供していきます。
- 「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識をなくすための働きかけが必要です。
- 働く女性が増えていく中、男女共同参画社会の実現に向けては、男性の家庭生活や育児などへの協力や参加が必要不可欠になります。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、男性だけでなく、子どもたちの教育も重要となり、子どものころから男女共同参画の意識を育むことは子ども自身にとっても、また今後の五戸町や社会全体での男女共同参画推進においても重要となります。

<重点目標 1> 男女共同参画への理解促進に資する教育の促進

◆施策 1-1-1

①男女共同参画を推進する教育・学習の充実

◆取組内容

- ・住民の男女共同参画に対する意識を高めていくため、町内で行われる各種イベントでの周知活動
- ・近隣市町村との連携を深め、広域的に男女共同参画の知識を高めていくための活動推進
- ・あらゆる世代の男女が生涯にわたり能力を高めていくことができるよう、それぞれのライフスタイルに合った学習機会の提供
- ・学校では、性別にとらわれない、一人一人の個性と能力にあった進路指導や、その情報提供により児童、生徒らが主体的に進路選択できるような指導の推進

◆取組項目

- ・教育活動、学校運営における男女共同参画の推進
- ・町内で行われる各種イベントでの周知活動
- ・町内外で行われる講座等の周知
- ・各種団体等に対する意識啓発
- ・平成 26 年 4 月 24 日に設置された「三八地域男女共同参画ネットワーク」が企画する各種事業への参画
- ・連携中枢都市圏男女共同参画 WG 会議への参画

<重点目標 2> 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の展開

◆施策 1-2-1

①男女共同参画に関する広報啓発・情報提供

◆取組内容

- ・「広報ごのへまち」や町のホームページを中心に広報、啓発活動の実施
- ・インターネットや情報誌の活用により、国や都道府県、近隣市町村などが発信する情報を収集し、住民へ提供
- ・国や都道府県が発行する男女共同参画に関する冊子や資料などを活用した啓発活動の実施
- ・町が発行する印刷物での性差をはじめとした差別的な表現への配慮

◆取組項目

- ・「広報ごのへまち」、「町ホームページ」、「五戸ちゃんねる」による啓発活動、情報提供
- ・インターネットなどによる情報収集
- ・性差をはじめとした差別的な表現に対する掲載の配慮

<重点目標3>あらゆる世代、性別が互いを尊重した男女共同参画社会の実現

◆施策 1-3-1

①男性が家庭・地域社会に参画しやすい職場環境づくりの推進

◆取組内容

- ・夫婦が協力し合って子育てをするため、男性の育児休業などを取りやすい環境や就業時間の短縮化など、職場の理解と協力の推進
- ・男性の子育てへの積極的参加を促進するため、町と各事業所等との連携推進

◆取組項目

- ・男性の育児休暇、介護休暇等の取得推進
- ・事業所等への取組の啓発促進

◆施策 1-3-2

②学校教育における男女共同参画の推進

◆取組内容

- ・児童生徒が社会人となった際、自然に男女共同参画の意識を持つため、小中学校での学校教育において男女共同参画についての学習を推進

◆取組項目

- ・児童生徒への学習機会の提供
- ・固定的な考え方にとらわれず、生徒一人一人が主体的に進路を選択する能力、態度を身につけ、幅広い分野に進むことができるような進路指導の推進

基本目標2 性別を問わずさまざまな分野への参画の促進

- 少子高齢化に伴い、男性だけでなく女性の労働力なしでは日本社会が成り立たなくなっており、育児・介護休業法の整備により育児休業等や介護休暇が取得しやすくなったものの、依然、家事や育児、介護などの負担が女性に偏っていることが否めず、働く意欲のある女性の障害となっています。
- 男女が共に仕事、家事、育児、介護の両立を図り、より豊かな生活を送るため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の意識啓発を推進していきます。
- 高齢化が進むなか、生涯を通じて明るく楽しく過ごしていくためには、健康の維持増進を図ることが重要となります。
- 女性は、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。こうした女性の健康上の問題に対して、生涯を通じた健康づくりを推進していきます。

<重点目標 1 >多様な選択を可能とする柔軟なワーク・ライフ・バランスの実現

◆施策 2-1-1

①男性優位の待遇の改善

◆取組内容

- ・性別に関わらず能力に応じた働きやすい職場環境づくりのため、女性の意識変革とその能力の積極的発揮、職場における男性優遇の現状の改善に向けた啓発活動の強化

◆取組項目

- ・男女を差別する意識の解消
- ・事業所等への取組の啓発促進

◆施策 2-1-2

②職場における仕事と家庭の両立支援の促進

◆取組内容

- ・女性が働き続けることができるよう、育児・介護休暇制度をはじめとした支援制度の充実に向けた普及・啓発活動の実施

◆取組項目

- ・育児休暇、介護休暇の取得促進
- ・事業所等への取組の啓発促進

◆施策 2-1-3

③多様なニーズに対応した保育サービスの充実

◆取組内容

- ・多様な働き方に応じた保育ニーズに応えるため、一時預かり保育や延長保育、放課後学童保育をはじめとする保育サービスの充実

◆取組項目

- ・延長、一時預かり保育事業の充実
- ・放課後学童保育の充実

◆施策 2-1-4

④地域の事業者との連携と啓発

◆取組内容

- ・町内の事業所に対して、積極的な情報提供や就業の場における男女共同参画の啓発活動により、雇用に関する法令、制度の周知

◆取組項目

- ・県や圏域から発行される冊子等での情報提供

<重点目標2>すべての人の心と身体健康づくり

◆施策 2-2-1

①母性保護の向上と母子保健の充実

◆取組内容

- ・安心して子どもを産み育てることができるよう、母性保護の向上と母子保健の充実化
- ・規則正しい食事から健やかな生活リズムをつくるよう、食材や栄養バランスについて学ぶ機会の提供

◆取組項目

- ・健康診査の受診率や予防接種率向上の推進
- ・母子保健事業の充実
- ・子育てに関する情報提供、相談業務の実施
- ・職場における母性保護と健康確保の推進

◆施策 2-2-2

②健康づくりの推進

◆取組内容

- ・住民一人一人が自分の健康に対する意識を高めるため、健康に関する情報提供や、話し合いの場を設けるなど、さまざまな形での心身の健康に対する普及・啓発活動の実施

◆取組項目

- ・健康診査の受診率向上の推進
- ・健康づくりに関する情報提供と意識啓発

基本目標 3

住民同士が互いの人権を尊重した住みよいまちづくりの推進

- 女性の社会進出は以前より進んでいますが、まちづくりの方針決定の過程においては、まだ十分に参画が進んでいるとはいえない状況となっています。

活気あるまちづくりを進めるためには、女性が本来持っている能力を伸ばし、その考え方や意見を、方針・施策決定過程などに活かし、男女の意見がともに反映されバランスのとれた施策を当然に実施できるよう、あらゆる分野へ女性が参画しやすい環境を整えることが必要です。

五戸町においては、まちづくり方針決定の過程における女性の参画を推進し、政策・方針決定過程における男女の構成比の適正化に努めていきます。

- 女性や子どもに対する暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現する上で克服しなければならない課題となっています。

セクシャル・ハラスメントや、ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめとした人権侵害に対して、速やかに対処できる相談体制を充実化させていきます。

- 障がい者やひとり親世帯、高齢者など、社会情勢の変化に伴い、様々な困難を抱えている人たちが増加しており、五戸町もその一つとなっています。

男女共同参画社会を目指していくためには、男女間の差や障がいがあることなどで、困難な状況に置かれている人々が自立し、安心して暮らせる環境を整えていくことが必要となります。

五戸町では、男女共同参画の視点に立ち、住民それぞれが互いに助け合い、すべての人が暮らしやすいまちづくりを目指していきます。

<重点目標 1>男女が共にまちづくりの方針決定ができる体制づくり

◆施策 3-1-1

①町の審議会等委員への女性の登用推進

◆取組内容

- ・五戸町の審議会等委員への女性登用を積極推進

◆取組項目

- ・審議会等への女性委員登用の推進
- ・地域での女性の活躍を推進

◆施策 3-1-2

②町、事業所の管理職等への女性の登用推進

◆取組内容

- ・女性が専門知識を身につけ、能力を十分に発揮できるよう、リーダー育成講座、研修会の周知を行い、人材の育成を推進
- ・管理職にふさわしい人材育成に努めるとともに、女性の登用を推進

◆取組項目

- ・管理職などへの女性職員の登用
- ・事業所等への取組の啓発促進
- ・リーダー育成等の講座、研修会等への参加の推進

◆施策 3-1-3

③地域活動の役割における女性登用促進

◆取組内容

- ・政策決定の場をはじめとした社会参画につなげていくため、地域の意思決定の場への女性の参画促進

◆取組項目

- ・地域における固定的性別役割分担意識の変革
- ・自治会などの地域役割への女性参画促進

<重点目標 2 >

配偶者等からの暴力、女性や子どもへの暴力の防止に向けた体制づくり

◆施策 3-2-1

①女性や子どもに対する暴力の根絶

◆取組内容

- ・暴力の根絶に向けて広報、啓発活動に努めるとともに、相談体制の充実化を図る
- ・セクシャル・ハラスメント防止に対する意識向上

◆取組項目

- ・DV未然防止のための啓発活動、情報提供
- ・各種関係機関との連携強化によるDV被害の早期発見、対応
- ・セクシャル・ハラスメント防止のための意識啓発

<重点目標 3 >

生活上の困難に直面する高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境づくり

◆施策 3-3-1

①障がい者の自立した生活に対する支援

◆取組内容

- ・障がい者やその家族が安心して地域で暮らし続けていくため、公共施設等のバリアフリー化など障がい者が自立した生活が送れるよう各種支援の実施
- ・障がい児の早期療育に向け、関係機関が一体となった総合的な支援体制の構築

◆取組項目

- ・公共施設等の点検、整備の実施
- ・総合的な療育体制の整備
- ・障がい者福祉サービスの実施
- ・障がい者の自立の支援
- ・障がい者相談体制の整備

◆施策 3-3-2

②高齢者の自立した生活に対する支援

◆取組項目

- ・ 高齢者が自立し、安心して暮らすことのできる社会づくりの推進
- ・ 介護保険制度の適正な運用
- ・ 高齢者が住み慣れた地域でこれからも安心して生活できるよう、介護予防や高齢者の生きがいつくりなどの支援実施

◆取組内容

- ・ 公共施設等の点検、整備の実施
- ・ 介護予防事業の充実
- ・ 地域包括支援センターの機能強化
- ・ 介護保険サービス、高齢者福祉サービスの充実
- ・ 社会福祉協議会との連携
- ・ 高齢者の生きがいつくりの推進

◆施策 3-3-3

③高齢者の地域活動への参画支援

◆取組内容

- ・ 退職後も地域社会に貢献し、生きがいを持てるような就労相談窓口の情報提供
- ・ 高齢者の方が地域に関わる機会創出のため、コミュニティ活動やボランティア活動に対する支援・協力

◆取組項目

- ・ コミュニティ活動やボランティア活動の充実と連携の強化
- ・ 社会福祉協議会との連携
- ・ シルバー人材センター及びハローワークとの連携